

## 配偶者暴力に関する北海道の取組

区分	事業	内容	備考
相談	配偶者暴力相談支援センターの設置	道立女性相談支援センター、本庁、各(総合)振興局を、DV 防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定	道内 16 カ所(機関)に設置
	DV 相談員の配置	各(総合)振興局に、DV 相談等に係る相談員(男女平等参画推進員)を配置	各(総合)振興局に 1 名(計 14 名)を配置
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所による DV 相談を実施	<平日> 9:00~17:00
		道立女性相談支援センターは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談及びメール相談も実施	<平日夜間> 18:00~20:00 <土日祝日> 9:00~18:00
	民間シェルターへの委託	専用電話による相談業務を民間シェルターに委託	民間シェルター 8 カ所に業務委託
一時保護	被害者等の一時保護	道立女性相談支援センターにおいて、DV 被害者等の一時保護を実施	随時、一時保護を実施
	一時保護業務の外部委託	民間シェルター等に対して、DV 被害者等の一時保護業務を外部委託	民間シェルター 8 カ所、母子生活支援施設等 4 施設に委託
自立支援	被害者等の自立支援	DV 被害者等の入所による自立支援を実施	道立女性相談支援センター
	民間シェルターへの委託	DV 被害者等の自立支援業務を民間シェルターに委託	民間シェルター 7 カ所に業務委託
機関連携	関係機関連絡会議の開催	DV 施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置	各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む)
研修	民間シェルタースタッフ養成等実践研修会の開催	民間シェルターで活動するスタッフや DV 対策に携わる職務関係者のスキルアップを図るため、札幌を除く民間シェルター所在地 7 カ所(函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年で研修会を開催	(R6 実績)胆振、渡島、上川、十勝の各総合振興局で開催 (R7 予定)胆振、オホーツク、釧路の各総合振興局で開催予定
	全道セミナー及び女性相談関係職員研修会の開催	DV 被害者支援に携わる職務関係者等を対象とした専門研修を開催(道庁主催)	(R6 実績)オンラインで開催 (R6 予定)オンラインで開催
		女性相談支援員及び DV 相談等に関わる職務関係者を対象とした女性相談関係職員研修会を開催(女性相談支援センター)	(R6 実績) 対面開催 (R7 実績) 対面開催 ※R6 は北海道・東北六県女性支援研究協議会との併催。
普及啓発	パル展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に合わせて、パル展を開催	例年 11 月に開催